

## 広島市国泰寺地域包括支援センター 運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人翠清会が開設する広島市国泰寺地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 センターの従業者は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また、市町村、指定居宅介護支援事業者及び他の指定介護予防支援事業者との連携に努めるものとする。

### (事業所の所在地)

第3条 センターの所在地は、広島市中区昭和町12番2号とする。

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び勤務内容は、次のとおりとする。

(1)管理者 1名（常勤、保健師と兼務）

管理者は、センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2)担当職員

保健師・看護師 (常勤専従) 2名以上 1名（常勤兼務）

社会福祉士 (常勤専従) 2名以上

主任介護支援専門員 (常勤専従) 2名以上

介護支援専門員 (常勤専従) 1名以上

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2)営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3)電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

### (指定介護予防支援の提供方法)

第6条 指定介護予防支援の提供方法は、次のとおりとする。

(1)利用者の相談を受ける場所 センター内の相談室及び利用者宅等

(2)サービス担当者会議の開催場所 センター内の相談室及び利用者宅等

(3)職員の居宅訪問頻度 1回/3ヶ月

(指定介護予防支援の内容)

第7条 指定介護予防支援の内容は、次のとおりとする。

- (1)介護予防サービス計画の作成
- (2)介護予防サービス事業者等との連絡調整
- (3)その他の便宜の提供

(利用料)

第8条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 センターの通常の事業の実施地域は、国泰寺中学校区とする。

(虐待防止対応)

第10条 センターは、利用者の人権擁護、虐待の防止等の為、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

2 利用者が成年後見制度等を利用できるように支援を行う。

3 利用者が家族等から身体的、心理的等の虐待を受けていると知った際は、速やかに、これを関係区市町に通報するものとする。

(身体的拘束等の原則禁止)

第11条 センターは、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 センターは、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(記録の整備)

第12条

センターは、次に掲げる記録のうち、指定介護予防支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年又は5年間、これを保存しなければならない。

1. サービス事業者等との連絡調整に関する記録
2. 介護予防支援台帳
3. その他サービスの提供に関する記録

(その他運営に関する重要事項)

第12条 センターは、従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、ま

た、業務体制を整備する。

(1) 広島市地域包括支援センター連絡会議が開催する研修

(2) 広島県地域包括支援センター協議会が開催する研修

(3) その他の研修

2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人翠清会とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 16 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 7 月 11 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 26 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 7 月 5 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 11 月 26 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 2 月 16 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 17 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 8 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 10 月 11 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 9 月 3 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 9 月 15 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 26 日から施行する。

この規程は、令和元年 5月 1日から施行する。  
この規程は、令和元年 6月 1日から施行する。  
この規程は、令和元年 7月 1日から施行する。  
この規程は、令和元年 8月 1日から施行する。  
この規程は、令和元年 9月 1日から施行する。  
この規程は、令和元年 10月 10日から施行する。  
この規程は、令和元年 11月 18日から施行する。  
この規程は、令和元年 12月 1日から施行する。  
この規程は、令和2年 1月 1日から施行する。  
この規程は、令和2年 2月 28日から施行する。  
この規程は、令和2年 7月 1日から施行する。  
この規程は、令和2年 7月 15日から施行する。  
この規程は、令和2年 8月 1日から施行する。  
この規程は、令和2年 9月 15日から施行する。  
この規程は、令和3年 1月 1日から施行する。  
この規程は、令和3年 3月 15日から施行する。  
この規程は、令和3年 3月 26日から施行する。  
この規程は、令和3年 4月 26日から施行する。  
この規程は、令和3年 5月 1日から施行する。  
この規程は、令和3年 7月 1日から施行する。  
この規程は、令和3年 8月 1日から施行する。  
この規程は、令和4年 5月 16日から施行する。  
この規程は、令和4年 8月 1日から施行する。  
この規程は、令和5年 10月 1日から施行する。  
この規定は、令和7年 3月 28日から施行する。